



「島根県パートナーシップ宣誓制度」がスタート

多様な性を認め合い性的少数者（自己の恋愛または性的な関心の対象が異性のみでない人、自己の性別についての認識が出生時に届けられた性別とは異なる人など）が自分らしく生きることのできる環境をつくるため、島根県と県内全市町村の共同事業として、令和5年10月1日から「島根県パートナーシップ宣誓制度」が始まりました。

この制度は、お互いを人生のパートナーと約束する性的少数者のカップルが協力して共同生活を行うことを宣誓し、島根県がその宣誓書を受領したことを証明する制度で、宣誓者の関係性を証明する受領カードを交付するものです。

また、制度の導入に合わせ、市では対応可能な行政サービスの提供を行います。

■宣誓の要件（以下のすべての要件を満たす人）

- ①双方が成年（満18歳以上）に達していること
- ②いずれか一方は島根県民であること（転入予定を

含む）

- ③双方に配偶者（事実婚を含む）がないこと
- ④双方が宣誓者以外の人とパートナーシップの関係にないこと
- ⑤宣誓者同士が近親者でないこと（ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組によって近親者となった者を除く）

■手続きの流れ

宣誓手続きは、島根県人権啓発推進センター（松江市・浜田市）で行うことが可能で、宣誓希望日の2週間前までに電話またはメールでの予約が必要です。宣誓当日は2人で窓口に来所のうえ宣誓書に記入いただき、必要書類（住民票、戸籍抄本等、本人確認書類）に不備がなければ同日に受領カードが交付されます。

■問い合わせ（土・日・祝日・年末年始除く）

- ・島根県人権同和対策課 ☎0852-22-5901
- ・人権啓発推進センター ☎0852-22-6051

■安来市の対応行政サービス

制度・サービス名	対象・適用内容	所管課・問い合わせ先
住民票（写）の請求 住民異動届	住民票同一世帯のパートナー：委任状を省略できる	市民課 ☎23-3083
住民基本台帳の続柄表記	世帯主（パートナー）：パートナーの続柄を「縁故者」とすることができる	
国民健康保険・後期高齢者医療	住民票同一世帯のパートナー：委任状を省略できる	市民課 ☎23-3084（国民健康保険） / ☎23-3085（後期高齢者医療）
子ども医療・福祉医療	住民票同一世帯のパートナー：委任状を省略できる（別世帯の場合は受領カードの提示が必要）	市民課 ☎23-3087（子ども医療） / ☎23-3086（福祉医療）
市税に関する証明	住民票同一世帯のパートナー：委任状を省略できる	税務課 ☎23-3040
障がいのある人に対する軽自動車税減免申請	障がいのある人と同一生計のパートナー（障がいのある人のために運転している場合）：軽自動車税の減免を受けることができる	
国民健康保険被保険者のミニドック・脳健診の申請	住民票同一世帯または保険証を預かっているパートナー：申請できる（交付は本人宛に郵送）	いきいき健康課 ☎23-3220
市営住宅の入居	パートナーと入居申請ができる	建築住宅課 ☎23-3315
市立病院での面会や手術同意	面会や看取り、病状説明を受けること、手術などの治療方針への同意ができる（患者の意思表示がある場合）	経営管理課（市立病院） ☎32-2121